

○29 番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の菊地葉子です。

通告に従い、知事、教育長、公安委員長及び警察本部長に質問いたします。

初めに、知事の政治姿勢に関し、消費税増税とその影響についてです。

大きな駆け込み需要もなく、家計消費は冷え込み続けています。消費税の10%への増税への批判と怒りは根強く、影響ははかり知れません。

キャッシュレス決済時のポイント還元は、中小企業の3割程度にとどまり、コープさっぽろが、制度の基準を満たしているにもかかわらず、対象から除外されるなど、ずさんな制度が混乱に拍車をかけています。

知事は、こうした制度の詳細を把握し、問題があると認識しているのか。増税は中止すべきと考えますが、いかがか、伺います。

知事は、7月の一般質問に対して、持続可能な社会保障制度の確立に向けては安定した財源の確保が必要と、消費税増税を容認しました。

消費税に加え、年金の削減、後期高齢者医療制度の保険料の引き上げで、高齢者世帯の負担増は限界を超えています。

とりわけ、後期高齢者医療制度の保険料は、低所得者の保険料軽減特例の見直しで、今年度の保険料が2倍に引き上げられ、来年度は3倍の予定と聞いています。

消費税に加え、国民の負担がふえていることについて、知事は、過大な負担だという認識をお持ちですか、伺います。

国に、引き上げの見直しや軽減特例の継続を求めるとともに、道として支援すべきと考えますが、いかがですか。

次に、道民生活に関し、胆振東部地震からの復興対策等についてです。

地震から1年が経過しましたが、住宅の復興が進んでいません。被災3町では、住民が都市部へ転居し、人口減少が加速し、社会減は前年度の4倍以上です。住宅再建なくして復興なしとの立場で、道の積極的な役割が求められています。

厚真町では、住宅再建に向けて、大規模な財政支援を求める道への署名が住民の約半数も集められ、宮坂尚市朗町長も署名しています。知事は、この思いをどう受けとめているのか、伺います。抜本的支援を行うべきと考えますが、住宅の再建に向けて、道独自にどのように取り組むのか、伺います。

被災3町からは、復興に向けて、技術者などの職員のさらなる派遣を求められていると承知しています。現在、道及び全国の自治体職員の13名が被災地に派遣されていますが、さらなる増員を検討すべきではないですか、伺います。

次に、地方交通に関し、まず、並行在来線の維持存続等についてです。

北海道新幹線の札幌開業に伴い、函館—小樽間の並行在来線は、経営分離を前提として、今後の路線のあり方に関する協議を加速化することとしていますが、沿線住民の間には、経営分離せずに存続をとの声も根強くあります。道民の暮らしや北海道の経済に甚大な影響を与える在来線の維持存続に向けて、沿線住民との議論と合意をどのように図っていくの

か、伺います。

次に、北海道新幹線の残土の問題等についてです。

北海道新幹線は、新函館北斗―札幌間の総延長の8割がトンネル区間で、発生土の3割を占めると予想される要対策土の受け入れ地の決定は3割程度にとどまっています。機構は、受け入れ地の広域化を要請し、道も、関係市町村に、受け入れの連携を求めています。しかし、これでは、受け入れを表明した市町村に環境汚染のリスクが集中すると思いますが、いかがですか。

次に、経済産業対策に関し、まず、カジノ誘致とギャンブル依存症対策等についてです。我が会派は、ギャンブル依存症は、本人、家族、社会に重大な害をもたらすものであり、カジノ誘致に反対の立場から、以下伺います。

知事は、選挙公約で、IR誘致の是非について道民目線で判断するとしていましたが、北海道新聞の世論調査では、ことし6月で誘致反対派が72%、7月でも反対派が63%と、既に道民目線は明らかです。多数の道民の意向に反して誘致することもあるのか、伺います。北海道観光のくにつくり行動計画では、道の施策として、自然環境との共生、文化、歴史の保全と活用などが挙げられています。

自然、文化、歴史と関係のないカジノは、事業者には利益をもたらしますが、地域の活性化や、北海道の価値を高めるものではありません。本道観光のあり方からも、カジノは誘致すべきではないと思いますが、いかがか、伺います。

ギャンブル等依存症対策推進計画の策定に当たり、本道での依存症患者の数、病院、相談機関、当事者団体において治療や相談などを行った人の数、治療、相談等の終了、中断の数などの全体像を把握する必要があると思いますが、いかがですか。

7月5日の予算特別委員会の答弁で、娯楽で始めたギャンブルなどが、やがて自己制御ができなくなり、結果、重大な社会・家庭問題を引き起こす重篤な依存症となる場合があるとされ、ギャンブルがやめられないのは、本人の意思の問題ではないことが改めて明らかにされました。知事は、ギャンブルについて、節度を保って楽しむものと、予特の総括質疑で答弁しましたが、そのような安易な認識は改めるべきではないですか、伺います。

次に、原発事故時のヨウ素剤配付と避難についてです。

原子力規制委員会は、安定ヨウ素剤の事前配付について、年齢制限なしから、対象を原則40歳未満と改悪しました。知事は、規制委員会の判断の誤りを正し、年齢制限の撤廃を強く求めるべきではないですか。それとも、この規制委員会の方針転換を踏まえ、年齢で区切る配付計画とするのか、今後の対応方針について見解を伺います。

共和町では、バス集合場所でヨウ素剤を緊急配付するとしていますが、この年齢制限によって、配付時の混乱など、災害時の避難計画に大きな影響が生じることが予想されます。知事は、今回の規制委員会の方針転換を踏まえ、原子力防災計画にどのように反映されるのか、伺います。

次に、幌延深地層研究計画についてです。

高レベル放射性廃棄物の処分を研究する幌延深地層研究センターが、20年程度の研究期間を10年程度延長する計画案を、突如、道と幌延町に提出しました。地域住民などから、約束違反だとの怒りの声が沸き上がっています。道民との約束を踏まえ、研究は終了すべきです。この重大な約束違反に対し、毅然と反対の意思を表明すべきではないか、伺います。

我が会派は、深地層研究センターを現地調査し、初めから20年で研究を終わらせる気がなかったのではと質問したところ、センターの幹部からは、研究には終わりはないと、研究終了のめどすら立っていないことが明らかにされました。

道は、これまで、センターからどのような説明を受けてきたのですか。知事は、道民の疑問や懸念をどう捉えていますか。また、その解消のために、幌延での研究の必要性と研究期間の妥当性などを道は検証できるのですか、伺います。

次に、第1次産業対策に関し、日米貿易協定の影響等についてです。

今回の合意では、農産物の関税をTPP並みに引き下げることに加え、トウモロコシの大量輸入も合意され、市場開放の規模は、アメリカ側の説明では日本円で7000億円です。一方で、アメリカは、自動車の関税撤廃を拒否し、トランプ大統領の言うがままに農業の市場を明け渡す合意に、知事は、本道に影響がないと言い切れるのか、伺います。

知事は、これまで、貿易協定の情報提供を繰り返し国に求めてきましたが、一顧だにされない現状をどう受けとめているのか、伺います。

情報公開を行わないまま協定を締結するなという声を知事みずからが上げるべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、教育問題に関し、教職員の不足と働き方改革についてです。

産休、育休の代替に加え、期限つき教員の欠員補充が追いついていかない実態を踏まえ、これまでの取り組みの不十分さをどう捉え、抜本的改善をどう行うのか、伺います。

近年、採用試験の受験者の激減の背景には、長時間労働等によるブラック職場のイメージが大きいと言われています。負のスパイラルを断ち切り、働き続けられる職場環境をつくるため、いかにして目に見える成果を上げるのか、伺います。

最後に、公安問題に関し、選挙演説中のやじへの対応についてです。

7月15日、札幌市での安倍首相の街頭演説中に、「安倍やめろ」「増税反対」とやじを飛ばした市民や、「年金100年安心プランどうなった？」のプラカードを持っていただけの人が、警察官に排除されました。

排除された市民の行動は、憲法21条に定められた表現の自由で保障された権利です。道警は、公職選挙法が定める選挙の自由妨害違反の疑いがあるとの当初の説明から、現場のトラブル防止の観点から講じた措置と、排除の理由を変えましたが、その根拠となる法令については、2カ月以上がたつのに、いまだに、事実確認中と繰り返すだけで、詳しい説明をしていません。事は、民主主義と言論の自由にもかかわる重大な問題だと受けとめるべきです。そのような立場から、以下伺います。

北海道弁護士会連合会は、今回の肉声のやじは、公職選挙法の選挙の自由妨害に当たらない、他の聴衆とのトラブルのおそれがあったと合理的に考えることも困難だとする理事長声明を公表しました。また、東京弁護士会は、やじやプラカードの掲示の排除は違憲、違法と断じ、再発防止を求める意見書を道警等に送付しました。これら貴重な提言をどう受けとめているのか、知事、公安委員長及び警察本部長に伺います。

2カ月以上がたつのに、強制的排除の法的根拠を示せないのはなぜですか。本当に根拠はあるのですか。いつまでに示すつもりなのか、警察本部長に伺います。

また、道公安委員長は、警察の中立性に疑念が抱かれたことは残念と議会で答えました。そうであるならば、道警察に対し、早急に疑念を払拭するよう、強く指導すべきと考えますが、公安委員長の見解を伺います。

街頭演説中の政治家にやじを飛ばしたりプラカードを掲げた市民を警察官が強制的に排除したことについて、知事は同じ政治家としてどう受けとめているのか。知事も同席していたはずですが、その場で何か問題があったと感じたのか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

○議長村田憲俊君知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君(登壇)菊地議員の質問にお答えをいたします。

最初に、消費税率の引き上げについてであります。国や地方において、持続可能な社会保障制度を確立していくためには、安定した財源を確保することが必要であります。

一方、企業経営者に対する調査では、今回の消費税率の引き上げにより、消費の落ち込みや、会計システムの改修に伴う負担増などの影響が懸念をされております。

道といたしましては、引き続き、消費や企業経営への影響の把握に努めるとともに、産業支援機関と連携した経営相談への対応や、商工団体などを通じた支援措置の周知、さらには、ポイント還元に向けたキャッシュレス化への取り組みなどを進め、本道経済や道民生活への影響が最小限にとどまるよう取り組んでまいります。

次に、社会保障の負担についてであります。少子・高齢化が急速に進む中、国においては、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、消費税により、安定的な財源を確保しながら、段階的に制度の充実を図ってきたところであります。

本年10月から、後期高齢者の保険料の軽減特例が見直され、暫定的に上乘せされていた国庫補助が廃止されますが、この見直しに当たっては、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施されると承知をしております。

私といたしましては、将来にわたって誰もが安心して医療や福祉のサービスを受けることができる社会の構築に向け、持続可能で質の高い社会保障制度を確立することが重要と考えておまして、社会保障の見直しに当たっては、低所得の高齢者の生活に十分配慮するよう、今後とも国に要望してまいります。

次に、被災者の住宅再建に向けた取り組みなどについてであります。被災地域の日も早い復旧、復興を実現するためには、地元市町村はもとより、民間事業者、関係団体とも連携をしながら、さまざまな機会を通じて、地域の実情などをお聞きし、被災された方々が将来にわたり地域で安心して暮らしていけるよう、地元と一体となった取り組みを進めていくことが重要であります。

また、住宅の再建に向けては、現在、被災3町において、被災者の皆様の要望をお聞きしながら、さまざまな取り組みを行っているところであり、道といたしましては、1日でも早く、被災者の皆様に安心していただけるよう、必要な公営住宅の整備など、恒久的な住まいの確保に向けた地元の取り組みを全力で支援してまいります。

次に、被災地域への人的支援についてであります。胆振東部地震により、甚大な被害を受けた胆振東部3町では、公共施設の復旧や復興計画の策定など、喫緊の課題に全力で取り組んでいるところであります。

道といたしましては、可能な限り早期に復旧、復興が進むよう、復旧事業の進捗状況や被災地域のニーズをきめ細やかに把握した上で、道職員の派遣や、全国知事会、市長会、町村会とも連携した人的支援について、検討を進めてまいりる考えであります。

次に、IRの誘致についてであります。報道機関の世論調査では、IRの誘致に反対をする御意見が多くある一方で、6割を超える方が、IRとはどういうものか、よく知らないという結果も出ており、まず、IRに関する十分な情報を広く提供し、理解を深めていただいた上で、アンケート調査などを通じ、IRへの期待や不安の程度について、具体的な内容も含め、傾向を把握したいと考えております。

私といたしましては、こうした調査の結果も参考としながら、北海道の将来にとって何が大切かという視点に立ち、プラス、マイナスの両面から総合的に勘案の上、誘致について適切に判断をしてまいります。

次に、本道観光とIRについてであります。道では、昨年度策定した第4期北海道観光のくにづくり行動計画に基づき、国際的に質や満足度が高い観光地づくりなど、各般の施策を進めており、道内にIRを設置する場合においても、計画の趣旨を踏まえ、自然や文化、食など、本道の強みを生かすという方向性に沿って、施設や機能のあり方を検討していくことが重要であると考えております。いずれにいたしましても、こうした点も考慮の上、誘致について適切に判断をしてまいります。

次に、ギャンブル等依存症対策についてであります。ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に過剰にのめり込むことによって発症するもので、早期の介入により、十分に回復が可能ですが、早期に介入できず、やがて自己制御ができなくなると、結果として重篤な依存症となる場合があることから、こうしたことを正しく認識していただくことが重要と考えております。

このため、道といたしましては、このたびの実態調査で把握した現状や課題などを、今後、北海道ギャンブル等依存症対策推進会議において分析の上、有効な対策などを検討し、道の

推進計画に反映をさせ、リーフレットの配布やセミナーの開催などにより、正しい知識の普及啓発を徹底するなどして、依存症で悩む方が1人でも少なくなるよう努めてまいります。次に、幌延深地層研究計画に係るこのたびの申し入れについてであります。道と幌延町及び原子力機構が締結している3者協定では、計画の内容を変更する場合には事前の協議をするものとしており、このたび、機構から、研究期間の延長について協議の申し入れがあったところであり、

道といたしましては、この申し入れを受け、確認会議を開始したところであり、協定の遵守を前提に、申し入れの内容についてしっかりと精査をしております。

次に、日米貿易交渉への対応についてであります。道といたしましては、国において、農林漁業者の皆様を初め、関係の皆様に対し、交渉内容を可能な限り説明していただくことが必要と考えていることから、先月、関係団体とともに、オール北海道で、国に対し、交渉内容の丁寧な情報提供や必要な国境措置の確保を緊急要請したところであり、これを受けて、国からは、昨年9月の日米共同声明に沿って協議が進められているとの説明があったところであり、

私といたしましては、引き続き、的確な情報収集に努め、適時適切に、国に対し、交渉内容の丁寧な情報提供などを求めてまいります。

次に、道警察に対する声明等についてであります。このたびの道警察の対応については、法曹関係者などから、事実認識や法的な解釈に関し、さまざまな見解が示されていると承知をしております。

私としては、まずは、事実関係が明らかになることが重要と考えており、東京弁護士会などから、さまざまな見解が示されていることを踏まえ、(傍聴席において発言する者あり)道警察においては、事実確認を行い、その結果を速やかに公表いただきたいと思います。(発言する者あり)

最後に、街頭演説中の道警察の対応についてであります。今回の事案については、私が、聴衆の皆様に対して発言を終え、その場を離れた後の出来事であり、その状況は正確に把握しておりません。

言論など表現の自由は、憲法上の基本的人権として重要な権利であると認識をしております。また、選挙に関する街頭演説は、有権者の方々が候補者の政策などについて理解を深める貴重な機会の一つであり、尊重されるべきものと考えております。道警察においては、これまでの経過を真摯に受けとめ、事実確認を行い、その結果を御説明いただくとともに、速やかに公表いただきたいと思います。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。以上でございます。

○総合政策部長兼交通企画監黒田敏之君（登壇）

最初に、北海道新幹線の並行在来線についてでございますが、道では、函館—小樽間の

経営分離後の地域交通の確保方策について協議検討を行うため、平成24年に、知事をトップとし、沿線の15自治体の首長で構成する並行在来線対策協議会を設立しますとともに、後志と渡島の各管内に、振興局も含めたブロック会議等を設置し、現在、沿線市町の実務者による具体的な検討を行ってございます。

道といたしましては、新幹線の札幌開業後の並行在来線のあり方につきまして、沿線地域の実情や意向を踏まえ、検討を進める必要があると考えており、地域の皆様が必要とする情報提供に努めながら、引き続き、丁寧に議論を進めてまいります。

次に、新幹線のトンネル工事に伴う発生土についてでございますが、建設主体の鉄道・運輸機構におきましては、沿線自治体と協議をし、環境に配慮しながら、受け入れ地の確保に当たるとともに、対策が必要な発生土、いわゆる要対策土につきましては、学識経験者による委員会で処理方法等を検討し、国土交通省が定めたマニュアルに基づき、適正な処理に努めてきているものと承知をしております。

トンネル工事の発生土の適正処理は、新幹線の建設工事を進める上でも重要な課題でありますことから、道といたしましては、沿線自治体や機構などで構成する連絡調整会議におきまして、要対策土の処理方法等について、情報共有や必要な調整を行いますとともに、関係自治体と緊密に連携をし、受け入れ地が適切に確保されるよう、積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○保健福祉部長橋本彰人君（登壇）

まず、ギャンブル等依存症の実態把握についてでございますが、国の調査では、ギャンブル等依存症が疑われる成人の推計値は0.8%となっておりますが、その全体像の把握は、本人に病気への自覚がなく、医療機関等への相談により、初めて顕在化いたしますことから、難しい状況にあり、現在、国におきまして、多重債務など、依存症により生じているさまざまな問題の調査等を検討していると承知しております。

こうした中、道では、ギャンブル等依存症に悩み、治療や相談等を受けられている方々に生じている問題や対応状況等を調査し、課題等について把握をいたしたところであります。道といたしましては、こうした国の動きや道の調査結果等を踏まえながら、推進計画を策定し、発症、進行、再発予防など、各段階に応じた体系的なギャンブル等依存症対策に取り組んでまいります。

次に、原発事故時のヨウ素剤配付と避難に関し、安定ヨウ素剤についてでございますが、原発事故への予防的防護措置を準備する区域である、原子力施設からおおむね半径5キロメートル、いわゆるPAZに居住する住民に対する安定ヨウ素剤の事前配付につきまして、国では、その服用効果から、原則として、40歳未満の者と、40歳以上の妊婦や授乳婦などを事前配付の対象とするとともに、安定ヨウ素剤を十分に供給できる体制を要件に、40歳以上であっても、希望者には事前配付が可能とされたところであります。

このため、道といたしましては、これまでと同様、PAZ内の住民全員に事前配付ができ

る体制を維持することとし、平時から、安定ヨウ素剤を備蓄、管理するとともに、配付手順等について定めるなど、安定ヨウ素剤の事前配付に必要な体制の整備に努めてまいります。以上でございます。

○総務部危機管理監佐々木誠也君（登壇）

原子力防災に関し、安定ヨウ素剤の配付などについてであります。国においては、原子力災害対策指針に基づき、P A Zの住民の避難の際には、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう事前配付する必要があるとしつつ、事前配付と同等の措置が講ぜられる場合には緊急時に配付することも可能とされているところであります。こうした国の考えに基づき、共和町での安定ヨウ素剤の配付につきましては、高齢者などの誤飲や紛失を防ぐ観点から、緊急時に、決められたバス集合場所で速やかに行うこととし、その後、全町民がバスにより避難する計画としております。

道としましては、これまでと同様、P A Z内の住民全員に事前配付ができる体制を維持することとし、住民避難がより円滑に行えるよう努めてまいります。以上でございます。

○経済部長倉本博史君（登壇）

幌延深地層研究計画に関し、研究計画の内容についてであります。道では、3者協定に基づき、原子力機構から、年度ごとの事業成果などの報告を受けてきたところであります。この中では、平成31年度末までに研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定するとの説明があったところであります。

道民の皆様の間には、このたびの研究期間の延長について疑問や懸念もあるものと認識をしており、道といたしましては、将来とも最終処分場としないことなどを定めた協定の遵守を前提に、専門有識者からの助言をいただきながら、確認会議を通じ、今回の申し入れの内容についてしっかりと精査してまいります。以上でございます。

○農政部長小田原輝和君（登壇）

日米貿易交渉についてであります。本道農業が、いかなる環境下においても、その再生産を確保し、持続的に発展していくことが何よりも重要であることから、先月、関係団体とともに、オール北海道で、国に対して、必要な国境措置の確保などを緊急要請したところであります。

国では、両国の主要項目について意見が一致し、9月末までの協定の署名を目指し、残された作業を加速させるとしてありますが、現時点では、個別品目の交渉内容が明らかになっていないことから、道といたしましては、的確な情報収集に努めてまいります。以上でございます。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）菊地議員の御質問にお答えいたします。

教員の欠員補充等についてであります。教員の採用については、本年度の採用数を大幅にふやすなど、その確保に努めてきたところであります。全国的な人手不足の影響などから、年度途中の臨時教員が十分確保できない状況にあり、大きな課題と認識をしているところであります。

道教委では、今後の教員確保策として、教員を目指す高校生をふやすため、小中学校で働くことの魅力を伝えるインターンシップや、教員養成大学と連携したセミナーの実施などの新たな取り組み、働きやすい環境を整備するため、学校における民間コンサルタントを活用した業務改善など、働き方改革を着実に進めることとしており、こうした各般の取り組みを一層強化してまいります。以上でございます。

○公安委員会委員長小林ヒサヨ君（登壇）

菊地議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、道弁連等の声明の受けとめについてであります。本件については、告発状が札幌地検に提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、道警察において事実確認を継続するものとの報告を受けているところであります。

いずれにいたしましても、警察の職務執行の中立性に疑念が抱かれたことは残念であり、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行し、引き続き、道民の期待と信頼に応えるべく職務に当たるよう、道警察を指導してまいります。

次に、説明責任についてであります。公安委員会としては、これまでも、定例会において報告を受け、道警察に対し、事実関係についてしっかりと確認を行うこと、道民にわかりやすい説明を行うこと、引き続き不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行することの3点について指導を行っております。

今後とも、公安委員会として、適切に管理機能を発揮してまいります。以上でございます。

○警察本部長山岸直人君（登壇）

菊地議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、道弁連等の声明についての受けとめについてであります。本件は、7月15日、札幌市で街頭演説が行われた際、現場でのトラブル防止の観点から措置を講じたものであります。本件に関する告発状が札幌地検に提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、事実確認を継続しているところであります。（傍聴席において発言する者あり）

いずれにしても、警察の職務執行の中立性に疑念が抱かれたことを真摯に受けとめ、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行してまいります。（傍聴席において発言する者あり）

○議長村田憲俊君

傍聴人に申し上げます。静粛をお願いをいたします。（傍聴席において発言する者あり）

(発言する者あり)

○警察本部長山岸直人君(続)次に……

○議長村田憲俊君

傍聴人に申し上げます。静粛に願います。(傍聴席において発言する者あり)

○警察本部長山岸直人君(続)次に、説明責任についてであります。(傍聴席において発言する者あり)(発言する者あり)本件に関する告発状が札幌地検に提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、事実確認を継続しているところであります。

その結果を踏まえ、できるだけ早い時期に、必要な説明を行ってまいります。以上でございます。(傍聴席において発言する者あり)(発言する者あり)

○議長村田憲俊君

改めて申し上げます。静粛な中で議会を進行させたいと考えておりますので、傍聴人の皆様には御静粛に願います。

菊地葉子君。

○29番菊地葉子君(登壇・拍手)(発言する者あり)

知事、教育長、公安委員長及び警察本部長から答弁いただきましたが、再質問します。

初めに、消費税増税についてです。

知事は、道民生活の苛酷さを踏まえ、それでも消費税増税は必要だと考えるのですか。財源確保の前に、道民生活そのものが持続できない状況に追い込まれる危険性についてどう考えるのですか。やはり、増税は中止すべきではないですか、伺います。

次に、胆振東部地震からの復興対策等についてです。

道独自の被災者生活再建支援制度は、北海道自然災害に伴う住家被害見舞金のみであり、住宅再建に係る支援制度は存在していません。

鳥取県などでは、住宅の建築や購入、補修を行った際に支給される支援制度を導入しており、本道の支援策は余りに脆弱と言わざるを得ません。道独自の、住宅再建に向けた支援の必要性について、知事はいかがお考えか、伺います。また、道独自の住宅再建制度の導入を検討する意思はあるのか、伺います。

次に、カジノ誘致に関し、まず、道民目線についてです。

カジノ誘致について、道民を6カ所に集め、道庁が説明した後にアンケートをとるとしています。

既に誘致を表明している地域では反対運動が起こり、道内でも反対論が多くなっています。そういう状況では、道庁が住民を説得したと思われるようなやり方はやめて、道庁は、説明する側ではなく、公正なコーディネーターに徹し、精神科医や相談機関を含め、さまざまな立場の人が、それぞれの角度で説明することが、住民の自由な考え方を促すことになるものと考えます。

このような方法を採用する考えはありませんか、伺います。

次に、本道観光のあり方とカジノについてです。

知事は、自然や文化などを生かすことが重要との答弁でしたが、ウトナイ湖の自然破壊が懸念されているカジノ施設が自然を生かすということになるのでしょうか。賭博行為に熱中させるカジノが、本道の自然、文化、歴史を育み、価値と魅力を高めるとは到底考えられません。

本道観光のあり方については、地域の自然、文化、歴史を生かす、地域の独自性を持ったものにしていくべきではないですか、見解を伺います。

次に、原発事故時のヨウ素剤配付と避難についてです。

現在、再稼働していないとはいえ、泊原発には、使用済み核燃料が981体も保管されており、原発事故が決して起きないとは誰も断言できません。だからこそ、常に万全の備えをすべきであるのは、道として当然のことではありませんか。それなのに、年齢制限を設けた、今回の規制委員会の方針転換は、まるで原発事故直後の時代に逆戻りしたかのようで、許せません。

知事は、身近で住民の安全確保を図るべき自治体の責任者として、規制委員会に対し、はっきりと判断の誤りを指摘すべきと考えますが、再度、見解を伺います。

次に、幌延深地層研究計画についてです。

研究の延長と終了についての明確な基準も確認しないままでは、今後、際限なく研究期間が延長されることになり、地域住民の不安は続くこととなります。

知事は、住民の不安の解消のため、幌延での研究の必要性和研究期間の妥当性などを道独自に検証できるのですか。幌延における研究の終了の明確な基準を機構にどう確認するのか、伺います。

最後に、選挙演説中のやじへの対応に関し、まず、道弁連などの声明についての受けとめについてです。

道弁連の声明では、今回の肉声のやじは、最高裁の判例に照らしても、公選法の選挙の自由妨害に当たらない、他の聴衆とのトラブルのおそれがあったと合理的に考えることも困難だと、道警が市民を排除した理由だと説明している根拠を完全に否定しています。

そのことについての受けとめはどうかと聞いているのですが、答えていません。公安委員長と道警本部長に、再度、明確な答弁を求めます。

また、元道警幹部からの、明確な法的根拠なしに警察権力が介入する危険性に、道警はもっと自覚的になったほうがいいとの指摘が報道されました。これは、私は、後輩に対する警鐘であり、温かい励ましでもあると思いますが、道警本部長はどう受けとめているのか、あわせて伺います。

次に、やじ排除と道警の説明責任についてです。

公安委員長が、道警察に対して、事実関係の確認や道民へのわかりやすい説明など3点を指導してから、もう2カ月以上がたちますが、本日の私の質問にも、道警からは、告発状が

札幌地検に提出されていることを唯一の理由に、やじ排除についての法的根拠が全く示されないどころか、道民へのわかりやすい説明も行われていません。これは、公安委員長の指導を真摯に受けとめていないばかりか、ないがしろにするものであり、到底許されないと考えますが、公安委員長の見解を伺います。

権力機関である警察の行動には、必ず法的根拠が伴うはずで、そうでなければ、違法となるからです。告発があったかどうかは関係なく、原理原則を伺っています。市民を排除するに至った法的根拠を、道民にわかるように、この場でしっかり道警本部長に説明していただきたいが、いかがか、伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

○知事鈴木直道君(登壇)

菊地議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、消費税率の引き上げについてであります。国や地方において、持続可能な社会保障制度を確立していくためには、安定した財源を確保することが必要であります。

一方、今回の消費税率の引き上げにより、企業経営などへの影響が懸念されるところであり、道といたしましては、引き続き、状況把握に努めるとともに、本道経済や道民生活への影響が最小限にとどまるよう、各般の施策に取り組んでまいります。

次に、住宅再建に向けた支援についてであります。被災地域の一日も早い復旧、復興を実現するためには、被災された方々が将来にわたり地域で安心して暮らしていけるよう、地元と一体となった取り組みを進めていくことが重要であります。

私といたしましては、住宅の再建についても、さまざまな機会を通じて、地域の実情などをお聞きし、被災された皆様の恒久的な住まいの確保のために、必要な公営住宅の整備など、被災3町の取り組みについて、全力で支援をしてまいります。

次に、I Rに関する意向把握についてであります。今般のアンケート調査では、法令等の内容をもとに、日本型I Rのポイントなどをわかりやすく紹介した冊子を活用し、道から、I Rに関する客観的な説明を行った上で、I Rへの期待や不安の程度について、具体的な内容も含め、お聞きをし、その傾向を把握することとしており、誘致の判断を行うための参考の一つにしたいと考えております。

次に、本道観光とI Rについてであります。道では、第4期北海道観光のくにづくり行動計画に基づき、各般の観光施策を進めており、道内にI Rを設置する場合においても、計画の趣旨を踏まえ、本道の豊かな自然環境との調和を十分に図りながら、食や文化など、本道の強みを生かすという方向性に沿って、施設や機能のあり方を検討してまいります。

次に、安定ヨウ素剤についてであります。国では、PAZに居住する住民の皆様に対する事前配付について、その服用効果から、原則として、40歳未満の者と、40歳以上の妊婦や授乳婦などを対象とするとともに、40歳以上であっても、希望者には事前配付が可能とされたところであります。

このため、道といたしましては、これまで同様、PAZ内の住民の皆様全員に事前配付ができる体制を維持することとし、平時から、安定ヨウ素剤の事前配付に必要な体制の整備に努めてまいります。

最後に、幌延深地層研究計画に係るこのたびの申し入れについてであります。道といたしましては、将来とも最終処分場にしないことなどを定めた3者協定の遵守を前提に、専門有識者からの助言をいただきながら、原子力機構が、平成31年度末までに研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定するとしていたことも含め、申し入れの内容についてしっかりと精査をしてまいります。以上でございます。

○公安委員会委員長小林ヒサヨ君（登壇）

菊地議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、道弁連等の声明の受けとめについてであります。繰り返しになりますが、警察の職務執行の中立性に疑念が抱かれたことは残念であり、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行し、引き続き、道民の期待と信頼に応えるべく職務に当たるよう、道警察を指導してまいります。

次に、道警察への指導についてであります。今後とも、公安委員会として、適切に管理機能を発揮し、引き続き、事実関係についてしっかりと確認を行い、道民にわかりやすい説明を行うよう、道警察を指導してまいります。以上でございます。

○警察本部長山岸直人君（登壇）

菊地議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、道弁連等の声明及び道警察への指摘に対する受けとめについてであります。本件に関する告発状が札幌地検に提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、事実確認を継続しているところであります。

いずれにしましても、警察の職務執行の中立性に疑念が抱かれたことを真摯に受けとめ、今後とも、不偏不党かつ公平中正を旨として職務を遂行してまいります。

次に、道民に対する説明についてであります。本件に関する告発状が札幌地検に提出されており、その処理の状況を踏まえつつ、事実確認を継続しているところであります。その結果を踏まえ、できるだけ早い時期に、必要な説明を行ってまいります。以上でございます。

○29番菊地葉子君（登壇・拍手）（発言する者あり）

指摘を交えて、再々質問をします。

初めに、胆振東部地震からの復興対策等についてです。

鳥取県の片山善博元知事は、今月6日に放送のNHKの番組のインタビューで、県独自の住宅再建支援制度を創設したことについて、鳥取県だからできたということはない、市町村

と一緒に政策を進めていく役割が道庁にはあると述べています。

番組に出演していた知事は、片山元知事の言葉をどう受けとめたのか、伺います。

また、知事は、道としての住宅再建について問われ、備えとして保険に入ってもらうように、民間企業と一緒に働きかけを行っていると言いました。

公的支援のあり方を議論している最中に、保険という自助努力を強調する知事に、道は何もしてくれないのかと憤る道民の声が寄せられています。

知事が言うリーダーシップは、災害で苦しむ道民を救うためにこそあるべきですが、改めて、道独自に支援を行うことについて、見解を伺います。

次に、カジノ誘致についてです。

道が作成した冊子を使って説明し、アンケートで、期待や不安についてお聞きするとのことでしたが、期待が多ければ誘致、不安だとする項目については、その解消を図るとして誘致、結局、誘致の流れをつくるためのアンケートではありませんか。

アンケートでは、誘致に賛成か反対かこそを聞くべきであり、それを聞かないというのは、結果がどうあれ、誘致への道をつくっておこうということではないのですか。アンケート結果によっては、誘致しないという判断もあるのか、きっぱりお答えください。

最後に、選挙演説中のやじへの対応についてです。

道警本部長は、私の再質問に対しても、告発状が札幌地検に提出されていることを理由に、やじを飛ばした市民を強制的に排除したことについての法的根拠を明らかにすることを拒否しました。速やかな説明と公表は、我が党だけではなく、知事や公安委員長も繰り返し求めていることです。にもかかわらず、本部長からは、その見通しも示されませんでした。極めて不誠実、かつ、議会軽視も甚だしい姿勢であると断ぜざるを得ません。札幌市の市民団体からは、このまま放置すると、言いたいことも言えない社会になるなどと、不安と不信の声が我が党に寄せられています。

本部長は、私どもの質問に、警察の中立性に疑念が抱かれたことを真摯に受けとめると答弁しました。それが事実なら、一刻も早く、事実関係を解明し、これが法的な根拠であるとしっかり道民に説明すべきではありませんか。

道警察への疑念を払拭することができるのは、道警本部長であるあなたしかいないのです。そのことを強く指摘して、私の質問を終わります。(拍手)(発言する者あり)

○知事鈴木直道君(登壇)

菊地議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、住宅再建に向けた支援についてであります。片山元知事の発言は、地元と一体となった取り組みを進めていくことが重要という趣旨から御発言されたというふうに受けとめております。

私といたしましては、住宅の再建については、さまざまな機会を通じて、地域の実情などをお聞きし、被災された皆様の恒久的な住まいの確保のために、必要な公営住宅の整備など、

被災3町の取り組みについて、全力で支援をまいります。

最後に、IRに関する意向の把握についてであります。道が作成した啓発用冊子は、国が進める日本型IRに関する正確な情報を道民の皆様に提供するため、法令などで規定されている事項をわかりやすく解説したものであります。

今般のアンケート調査では、この冊子を活用し、IRについての基本的な情報を提供した上で、誘致に対する期待や不安について、率直にお伺いすることとしており、調査結果も参考にしながら、誘致について適切に判断をまいります。以上でございます。